

全教職員、学生 各位

福島県新型コロナウイルス緊急対策期間中における本学の対応・取組について

令和3年1月12日、福島県は新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、福島県新型コロナウイルス緊急対策として、県民に対し不要不急の外出自粛を要請しました。

県内は今まさに感染拡大を抑え込めるかどうかの瀬戸際にあります。我々は、福島県と緊急事態宣言対象地域との状況に違いはないという危機感を共有する必要があります。

本学においては、「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた1月8日以降の対応・取組について」により感染拡大防止に努めているところですが、県の緊急対策を踏まえ、1月13日から2月7日までの間、下記の事項について、集中的に対策を強化していくこととします。

全ての教職員、学生においては、最大限の緊張感を持って感染拡大防止の徹底に努めるよう強く求めます。

記

- 1 緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来は自粛すること。
- 2 県内においても、不要不急の外出を自粛すること。特に夜間（午後8時以降）の外出自粛は徹底すること。

令和3年1月13日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 竹之下 誠一